

車両系木材伐出機械（伐木等機械）の運転の業務に係る特別教育

【実 施 要 項】

平成 25 年 11 月 29 日「労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 125 号）」の公示（平成 26 年 12 月 1 日から適用）により、『車両系木材伐出機械の運転業務』に従事するためには、特別教育が必要となっています。

1 この講習の主な対象機械

プロセッサ、ハーベスタ、フェラバンチャ、木材グラップル機、グラップルソー等

2 受講資格

満 18 歳以上の者

3 開催日時等

科目	開催日	開催時間	場 所
学 科	令和 7 年 8 月 19 日（火）	09：00 ～ 17：00	林業試験場 大教室 （上富田町生馬 1504-1）
実 技	令和 7 年 8 月 20 日（水）	09：00 ～ 17：00	

※ 両日とも 08：45 から受付いたします。

4 定 員 36 名（申込書到着順）

5 受講料

(1) 受講料 39,600 円、テキスト代 3,630 円（消費税を含む） 合計 43,230 円

(2) 講習会終了後、請求書を送付いたしますので期日までにお支払い下さい。

(3) 受講科目の省略を希望される方は受講料を減額させていただきますが、ご自身のスキルアップのため受講いただきますようお願い致します。（省略できる科目の受講は無料）

6 カリキュラム（講習の順番は変更になることがあります）

学 科	① 伐木等機械に関する知識	1 時間
	② 伐木等機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	1 時間
	③ 伐木等機械の作業に関する知識	2 時間
	④ 伐木等機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	1 時間
	⑤ 関係法令	1 時間
実 技	⑥ 伐木等機械の走行の操作	2 時間
	⑦ 伐木等機械の作業のための装置の操作	4 時間

7 受講科目の省略

下表の項目及び講習名に該当する方は、表右欄「省略できる科目」に記載の学科及び実技の科目の受講を省略できます。（「実務経験証明書」及び「修了証等証明書（写）」が必要）

講習区分	項目 及び 講習名		省略できる科目
区分 A	該当なし		なし
区分 B	▶ 平成 26 年 12 月 1 日までに、伐木等機械の運転の業務に 6 ヶ月以上従事した経験を有する者		実技⑥⑦
区分 C	▶ 平成 23 年度「高性能林業機械運転従事者に対する安全衛生教育手法開発事業」の機械区分が「伐木造材機械」の修了者		学科①②③④ 実技⑥⑦
区分 D	技能講習	▶ 車両系建設機械（整地、運搬、積み込み用及び掘削用）運転技能講習修了者	実技⑥
		▶ 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習修了者	
		▶ 車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	
		▶ 不整地運搬車運転技能講習修了者	
	特別教育	▶ 小型車両系建設機械（整地、運搬、積み込み用及び掘削用）の運転の業務に係る特別教育修了者	
		▶ 小型車両系建設機械（基礎工事用）の運転の業務に係る特別教育修了者	
		▶ 小型車両系建設機械（解体用）の運転の業務に係る特別教育修了者	
		▶ 不整地運搬車の運転の業務に係る特別教育修了者	
区分 E	▶ 車両系木材伐出機械（走行集材機械）の運転の業務に係る特別教育修了者		学科②④ 実技⑥
区分 F	▶ 車両系木材伐出機械（簡易架線集材装置等）の運転の業務に係る特別教育修了者		学科②④

8 申し込み方法

- (1) 「受講申込書」に必要事項を記入捺印の上、6 ヶ月以内に撮影した証明写真 2 枚（縦 3.0cm × 横 2.4cm 裏面に氏名を記載）を貼付し、別紙で本人確認書類（運転免許証等（写））も添付すること。
- (2) 講習科目の省略を申請する方は、「取得資格申請・実務経験証明書」に必要事項を記入し、証明者捺印の上、省略できる科目に該当する修了証等の証明書（写）を貼付すること。
- (3) 上記(1)を、8 月 5 日（火）までに当支部へ郵送すること。（到着順）
その際、過去に当支部の安全衛生教育及び特別教育（技能講習を除く）を受講したことがある方は、修了証を 1 枚に統合しますので、受講申込時に送付願います。

【郵送先】〒641-0036 和歌山市西浜 1660-180

林材業労災防止協会和歌山県支部 担当：橋脇 Tel 073-499-5682

9 その他

- (1) 講習当日は、筆記用具のほか、ヘルメットと手袋もあれば持参し、作業に適した服装で受講して下さい。
- (2) 別紙「受講時の注意事項」についてご協力の程願ひ致します。

以 上